

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和2年7月15日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1900732号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2000024号

第1 結論

請求者のA社における平成29年12月25日の標準賞与額を10万円に訂正することが必要である。

平成29年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和43年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成29年12月25日

A社から支給された賞与について、請求期間に係る事業主からの届出が提出漏れであることが判明し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出が行われたため、厚生年金保険の給付の対象とならない記録とされている。しかし、請求期間において厚生年金保険料が賞与から控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳(平成29年12月及び平成30年1月給与分)から、請求者は、請求期間において、同社から10万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料(9,150円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、上記賃金台帳により確認できる賞与の支給額から、請求者の平成29年12月25日の標準賞与額を10万円にすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間における請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和2年2月17日に年金事務所に対して提出していることから、年金事務所は、請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認

められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1900695号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2000007号

第1 結論

昭和46年7月から昭和61年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和46年7月から昭和61年3月まで

私の所持する1冊の国民年金手帳は、昭和49年11月20日に任意加入手続を行った記録になっているが、当該手帳の前にもう1冊、国民年金手帳が交付されていた。任意加入手続は一度しか行った記憶がないので、当該日より前の昭和46年7月にA市役所で国民年金の任意加入手続を行い、任意加入手続を行った月の保険料は当該手続した月に、任意加入手続を行った月の翌月の保険料は当該手続した月の翌月に、それぞれ、同市役所の国民年金担当窓口で国民年金手帳を提出して現金で納付し、当該手帳の印紙検認記録欄に印を押してもらった。二度目の保険料を納付したとき、同市役所内のB銀行で口座振替の手続を行い、任意加入手続を行った月の翌々月から昭和61年3月までの期間に係る保険料については、毎月、口座振替により納付した。いずれの月も納付書を使用して納付したことはない。請求期間を保険料納付済期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、自身の所持する1冊の国民年金手帳の前にもう1冊、国民年金手帳が交付されており、任意加入手続については、昭和46年7月にA市役所で一度行ったと主張している。

しかしながら、請求者の所持する国民年金手帳に記載された国民年金手帳記号番号(以下「手帳記号番号」という。)は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期より昭和49年11月頃払い出されたものと推認され、A市の国民年金手帳記号番号払出簿の「取得年月日-種別」欄で、請求者は昭和49年11月20日に任意加入被保険者として資格を取得していることが確認できる。

また、請求者が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した月の前月(昭和46年5月)頃にA市で払い出された手帳記号番号から前述の請求者の手帳記号番号までについて国民年金手帳記号番号払出簿による全件調査、昭和46年6月から昭和61年3月までに同市に払い出された手

帳記号番号について国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査及び社会保険オンラインシステムによる氏名検索を行ったが、請求者の所持する国民年金手帳に記載された手帳記号番号以外、別の手帳記号番号が請求者に払い出された形跡は見当たらない。

一方、請求者の所持する国民年金手帳の発行日は、昭和 49 年 11 月 20 日であり、当該手帳には、同日付けで任意加入被保険者の資格を取得した旨記載されており、これらの日付は、A 市の前述の国民年金手帳記号番号払出簿の請求者に係る資格取得年月日と一致することも考え合わせると、請求者が一度行ったとする任意加入手続は、昭和 46 年 7 月ではなく昭和 49 年 11 月であると考えられ、請求者は、昭和 49 年 11 月 20 日に任意加入被保険者の資格を取得したものと認められる。

また、請求者は、任意加入手続を行った月（以下「加入手続月」という。）の保険料は加入手続月に、加入手続月の翌月の保険料は加入手続月の翌月に、それぞれ、A 市役所の国民年金担当窓口で国民年金手帳を提出して現金で納付し、当該手帳の印紙検認記録欄に印を押してもらった、いずれの月も納付書を使用して納付したことはないと主張している。

しかしながら、前述のとおり、請求者は、昭和 49 年 11 月 20 日に任意加入したものと認められることから、請求期間のうち、昭和 46 年 7 月から昭和 49 年 10 月までの期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、当該期間の保険料を遡って納付することができない。また、昭和 50 年 1 月 25 日に当該資格を喪失するまでの期間（昭和 49 年 11 月及び同年 12 月）は未納期間であり、保険料を納付することができる期間であるが、請求者の国民年金手帳の印紙検認記録欄に検認印が確認できない上、A 市は、昭和 47 年頃から納付書を使用して保険料を納付する方法となっていたので、昭和 49 年 11 月及び同年 12 月の保険料について請求者の主張する方法では納付できないと回答している。

さらに、請求者は、加入手続月の翌月分の保険料を納めたときに、A 市役所内の B 銀行で口座振替の手続を行い、加入手続月の翌々月から昭和 61 年 3 月までの保険料は、毎月、口座振替により納付したと主張しているが、同市から提出された被保険者台帳照会によると、請求者は、昭和 50 年 1 月 25 日に任意加入被保険者の資格を喪失しており、請求期間のうち、昭和 50 年 1 月から昭和 61 年 3 月までの期間は未加入期間とされ、当該期間の保険料を納付することができない上、前述のとおり、請求者に払い出されている手帳記号番号以外、別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。また、A 市及び B 銀行 A 市役所支店は、当該支店の開設日は昭和 52 年 10 月 11 日であり、当該日より前に A 市役所内に B 銀行はないと回答している上、同市は、保険料が毎月引き落としになったのは、昭和 56 年 4 月以降であると回答しており、請求者の主張する納付方法と当時の A 市の取扱いが異なっている。

このほか、請求者が請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求者が請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1900683号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2000023号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和51年4月1日から昭和55年12月1日まで
② 昭和56年12月1日から昭和58年10月1日まで

請求期間①についてはA社に勤務し、請求期間②についてはB社に勤務していた。B社については、勤務していた時に撮影した写真があるので提出する。

厚生年金保険に加入していたはずであるので、調査の上、両期間に係る年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、事業主の回答から、期間の特定はできないものの請求者がA社に勤務したことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録により、A社は平成5年4月1日に厚生年金保険の適用事業所になったことが確認でき、事業主は、当時の資料はないものの、請求者への給与からは所得税のみを控除し、厚生年金保険料を控除していなかった旨回答している。

また、請求期間後のA社が厚生年金保険の適用事業所となった平成5年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した者に照会をしたが、回答者の大半は請求者の請求期間には勤務していないと回答しており、請求期間当時勤務していたとする1名も、請求者と同職種ではなかったため請求者のことを記憶していない旨陳述していることから、請求者の勤務実態等について確認することができない。

なお、A社が厚生年金保険の適用事業所となった平成5年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した者全員について、同日以前には、同社が加入していた同業者組合であるC社で厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、このうち一部の者は請求者の請求期間当時から同事

業所で被保険者となっているが、同事業所に係る事業所別被保険者名簿においても請求者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番は無い。

また、請求期間に係る請求者の雇用保険の加入記録は確認することができない。

- 2 請求期間②について、請求者はB社にトラック運転手として勤務していたと主張しており、勤務時代に撮影したとする写真を提出しているところ、同僚1名は、勤務期間については回答がないものの、請求者が勤務していたことを記憶している旨回答している。

しかしながら、事業主は、請求者の勤務実態、厚生年金保険に係る届出、保険料の納付及び給与からの保険料の控除について不明である旨回答している。

また、B社に係る事業所別被保険者名簿において請求者の氏名は見当たらず、請求期間に係る整理番号に欠番は無いところ、i) 請求者は、B社では同じ職種（トラック運転手）の社員が40名から50名くらいいたと思うと陳述しているが、当時の同社における厚生年金保険被保険者数はおおむね20名前後で推移していること、ii) 請求者は同じ職種の同僚を含め、3名の名前（うち2名は姓のみ）を挙げているところ、1名については同社のオンライン記録において同姓同名の者の厚生年金保険の被保険者記録が確認できるが、同者の所在が不明である上、残りの2名については同社のオンライン記録を確認しても姓の一致する被保険者が見当たらないこと、iii) オンライン記録により、請求期間②に同社において被保険者記録が確認できる同僚に対して照会したところ、回答のあった者のうち1名は、ドライバーや助手はほとんどがアルバイトであった、給与が日払い、週払いの者は厚生年金保険に未加入かと思われる旨回答していることから、請求期間②当時、同社では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、請求期間に係る請求者の雇用保険の加入記録は確認することができない。

- 3 このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。